

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成25年4月25日
【会社名】	トラストホールディングス株式会社
【英訳名】	TRUST Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 渡邊 靖司
【本店の所在の場所】	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目15番18号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	トラストパーク株式会社 常務取締役 矢羽田 弘
【最寄りの連絡場所】	福岡県福岡市博多区博多駅南5丁目15番18号
【電話番号】	092 - 437 - 8931
【事務連絡者氏名】	トラストパーク株式会社 常務取締役 矢羽田 弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	631,407,139円（注） （注）本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、 トラストパーク株式会社の平成24年12月31日現在に おける株主資本額（簿価）を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年4月24日開催のトラストパーク株式会社の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと及びトラストパーク株式会社が平成25年4月25日付で福岡財務支局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、平成25年4月2日付で提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、臨時株主総会招集通知等を添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

1 組織再編成の目的等

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

3 組織再編成に係る契約

(1) 株式移転計画の内容の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

(1) 買取請求権の行使の方法について

(2) 議決権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類閲覧方法

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(7) ストックオプション制度の内容

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類

臨時報告書

(添付書類の追加)

・トラストパーク株式会社臨時株主総会招集ご通知

・トラストパーク株式会社臨時株主総会決議ご通知

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

種類	発行数	内容
普通株式	5,132,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1 トラストパーク株式会社（以下「トラストパーク」という。）の発行済株式総数51,320株（平成24年12月31日現在）に基づき、トラストパークによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるトラストホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。なお、トラストパークが保有する自己株式（平成24年12月31日現在2,250株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在トラストパークが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計225,000株）が割当交付されることとなります。
- 2 普通株式は、平成25年2月28日に開催されたトラストパークの取締役会決議（株式移転計画及び臨時株主総会への付議の承認）及び平成25年4月24日開催予定のトラストパークの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転に伴い、発行する予定であります。
- 3 トラストパークは、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）マザーズ及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）Q-Boardに新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	5,132,000株 (注) 1, 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。(注) 3, 4

- (注) 1 トラストパーク株式会社（以下「トラストパーク」という。）の発行済株式総数51,320株（平成24年12月31日現在）に基づき、トラストパークによる単独株式移転（以下「本株式移転」という。）の株式移転比率を勘案して算出しており、実際に株式移転設立完全親会社（持株会社）となるトラストホールディングス株式会社（以下「当社」という。）が交付する新株式数は変動することがあります。なお、トラストパークが保有する自己株式（平成24年12月31日現在2,250株）に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式（同日現在トラストパークが保有する自己株式の数に対応する普通株式合計225,000株）が割当交付されることとなります。
- 2 普通株式は、平成25年2月28日に開催されたトラストパークの取締役会決議（株式移転計画及び臨時株主総会への付議の承認）及び平成25年4月24日開催のトラストパークの臨時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づき行う株式移転に伴い、発行する予定であります。
- 3 トラストパークは、当社の普通株式について株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）マザーズ及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」という。）Q-Boardに新規上場申請を行う予定であります。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

1【組織再編成の目的等】

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
提出会社の企業集団の概要

（訂正前）

（前略）

□ 提出会社の企業集団の概要

当社とトラストパークの状況は以下のとおりであります。

トラストパークは、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会による承認を前提として、平成25年7月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

（訂正後）

（前略）

□ 提出会社の企業集団の概要

当社とトラストパークの状況は以下のとおりであります。

トラストパークは、平成25年4月24日開催の臨時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、平成25年7月1日（予定）を期日として、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

3【組織再編成に係る契約】

(1) 株式移転計画の内容の概要

（訂正前）

トラストパークは、平成25年4月24日（予定）臨時株主総会による承認を条件として、平成25年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、トラストパークを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成25年2月28日開催の取締役会において決定いたしました。

（訂正後）

トラストパークは、平成25年4月24日開催の臨時株主総会による承認を条件として、平成25年7月1日（予定）を期日として、当社を株式移転設立完全親会社、トラストパークを株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画を平成25年2月28日開催の取締役会において決定いたしました。

6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 買取請求権の行使の方法について

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、トラストパークの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トラストパークに提出する必要があります。）。また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年4月23日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トラストパークに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

（訂正後）

(1) 買取請求権の行使の方法について

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(2) 議決権の行使の方法について

議決権の行使の方法としては、平成25年4月24日開催の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、トラストパークの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トラストパークに提出する必要があります。）。また、書面によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成25年4月23日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。

書面による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トラストパークに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

（後略）

7【組織再編成に関する手続】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、トラストパークの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、トラストパークの本店において平成25年4月8日より備え置く予定であります。

は、平成25年2月28日開催のトラストパークの取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約]」に記載のとおりであります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

は、トラストパークの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、トラストパークの営業時間内にトラストパークの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

株式移転取締役会	平成25年2月28日（木）
臨時株主総会基準日公告	平成25年3月1日（金）
臨時株主総会基準日	平成25年3月18日（月）
株式移転承認臨時株主総会	平成25年4月24日（水）（ <u>予定</u> ）
上場廃止日	平成25年6月26日（水）（ <u>予定</u> ）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成25年7月1日（月）（ <u>予定</u> ）
持株会社上場日	平成25年7月1日（月）（ <u>予定</u> ）

但し、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項を記載した書面、トラストパークの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、トラストパークの本店において平成25年4月8日より備え置いております。

は、平成25年2月28日開催のトラストパークの取締役会において承認された株式移転計画であり、その内容は「第1 [組織再編成（公開買付け）の概要] 3 [組織再編成に係る契約]」に記載のとおりであります。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社資本金及び資本準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。

は、トラストパークの最終事業年度末日以降に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産に重要な影響を与える事象を説明した書類であります。

これらの書類は、トラストパークの営業時間内にトラストパークの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記乃至に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続きの方法及び日程

株式移転取締役会	平成25年2月28日（木）
臨時株主総会基準日公告	平成25年3月1日（金）
臨時株主総会基準日	平成25年3月18日（月）
株式移転承認臨時株主総会	平成25年4月24日（水）
上場廃止日	平成25年6月26日（水）（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	平成25年7月1日（月）（予定）
持株会社上場日	平成25年7月1日（月）（予定）

但し、本株式移転手続の進行上その他の事情により必要な場合は、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

トラストパークの株主が、その有するトラストパークの普通株式につき、トラストパークに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年4月24日開催の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をトラストパークに対し通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、トラストパークが上記臨時株主総会の決議の日（平成25年4月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

平成25年2月28日 トラストパークの取締役会において、トラストパークの単独株式移転による持株会社「トラストホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容及び臨時株主総会への付議の決議

平成25年4月24日 トラストパークの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、トラストパークがその完全子会社となることについての決議（予定）

平成25年7月1日 トラストパークが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに上場（予定）

（後略）

（訂正後）

平成25年2月28日 トラストパークの取締役会において、トラストパークの単独株式移転による持株会社「トラストホールディングス株式会社」の設立を内容とする「株式移転計画」の内容及び臨時株主総会への付議の決議

平成25年4月24日 トラストパークの臨時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、トラストパークがその完全子会社となることについての決議

平成25年7月1日 トラストパークが株式移転の方法により当社を設立（予定）
当社普通株式を東京証券取引所マザーズ及び福岡証券取引所Q-Boardに上場（予定）

（後略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(7)【ストックオプション制度の内容】

(訂正前)

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

当制度は、トラストパークの臨時株主総会（平成17年8月26日）の決議に基づき発行されたトラストパーク第7回新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成25年7月1日に交付される予定のものです。

トラストホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成25年4月24日(予定)
付与対象者の区分及び人数	従業員34名、子会社取締役1名の合計35名(注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者はトラストパーク第7回新株予約権者で、かつ、平成25年7月1日現在において、その権利を有する者が付与対象者となりますので、トラストパーク第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

（訂正後）

当社のストックオプション制度は、以下のとおりとなる予定です。

当制度は、トラストパークの臨時株主総会（平成17年8月26日）の決議に基づき発行されたトラストパーク第7回新株予約権に代えて、以下の新株予約権が平成25年7月1日に交付される予定のものです。

トラストホールディングス株式会社第1回新株予約権

決議年月日	平成25年4月24日
付与対象者の区分及び人数	従業員34名、子会社取締役1名の合計35名（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者はトラストパーク第7回新株予約権者で、かつ、平成25年7月1日現在において、その権利を有する者が付与対象者となりますので、トラストパーク第7回新株予約権の行使等により変動の可能性があります。

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月2日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年10月1日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月2日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成24年12月21日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年4月2日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成25年2月28日福岡財務支局長に提出。

(訂正後)

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月25日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成24年10月1日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月25日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき平成24年12月21日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月25日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づき平成25年2月28日福岡財務支局長に提出。

の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年4月25日）までに、臨時報告書を企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき平成25年4月25日福岡財務支局長に提出。